

## 石巻専修大学における研究行動規範

石巻専修大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学の研究活動に関わる全ての者（以下「研究者等」という）に対して、研究を遂行する上で求められる研究行動規範をここに定める。本学の研究者等は、研究活動において、以下に定められた行動規範を遵守し、公正な研究の運営・管理に努めなければならない。

- 1 本学の研究者等は、法令、公的研究費を配分した機関が定めたルール及び本学の諸規程を遵守しつつ、適正な活動を行い、これらに反する不正行為等を行ってはならない。また、自らの専門知識や技術の質を担保し、それらの維持向上に努め、専門知識、技術、経験を活かして社会に貢献する責任があることを自覚しなければならない。
- 2 本学の研究者等は、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、データの捏造、改ざん、盗用、公的研究費の不正使用、その他研究倫理から逸脱した不適切な行為等を為さず、また加担してはならない。
- 3 本学の研究者等は、不正行為等の発生を未然に防止するように努めなければならない。また、不正行為等を察知した場合には、これを放置してはならない。
- 4 本学の研究者等は、適正な研究活動を実施するために、個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わない。また、個人情報、安全保障、動物実験、組換え DNA 実験などに対しては、関係する法令等及び本学が定める規程等を遵守し、適正に扱わなければならない。
- 5 本学の研究者等は、社会的信頼のため、公正な研究の推進に努めるとともに、利益相反に十分注意を払い、公共性及び透明性に配慮しつつ適正に対応しなければならない。
- 6 本学の研究者等は、責任ある研究の実施と公正な環境の確立のため、研究環境の質的向上ならびに不正行為等の抑止の教育啓発に継続的に取り組まなければならない。

平成 28 年 4 月 1 日 石巻専修大学 制定

令和 3 年 4 月 1 日 石巻専修大学 改定